

鳥取県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
ペアレントメンター養成研修講座に係る資料代等の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部子ども発達支援課
副主幹 坪倉 嘉隆
- 3 委任期間
平成22年7月5日から平成23年3月31日まで